

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第438号)

平成18年2月10日

横情審答申第438号

平成18年2月10日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年10月19日環創管保第10149号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「管理引継図書の追加等について（10下保第15507号）のうち、以下の部分
(1) 旭区笹野台〇〇〇-〇〇に係る土地使用承諾書 (2) 旭区笹野台〇〇〇-〇
〇に係る土地使用承諾書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮
問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「管理引継図書の追加等について（10下保第15507号）のうち、以下の部分(1)旭区笹野台〇〇〇-〇〇に係る土地使用承諾書（2）旭区笹野台〇〇〇-〇〇に係る土地使用承諾書」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「管理引継図書の追加等について（10下保第15507号）のうち、以下の部分(1)旭区笹野台〇〇〇-〇〇に係る土地使用承諾書（2）旭区笹野台〇〇〇-〇〇に係る土地使用承諾書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年6月29日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書のうち個人の住所、氏名、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 土地使用承諾書に土地所有者である申立人以外の者が、私文書偽造による署名捺印してあること。
- (3) 次のア、イ、ウについて開示を請求する。

ア 旭区笹野台〇〇〇-〇〇に係る土地使用承諾書に対する個人の住所、氏名、電話番号及び個人印の印影

イ 土地占有者の住所、氏名及び占有者印の印影

ウ 土地使用承諾書受理年月日の空白部分の理由

5 審査会の判断

(1) 私道対策受託下水道工事制度について

私道対策受託下水道工事制度は、水洗化普及促進のため実施機関が昭和37年から私道対策受託下水道工事施行要領（昭和37年10月1日制定）に基づき、公道移管が困難な私道内の公共下水道工事について関係住民から申請を受け、下水道整備を行っているものである。当該制度は、私道において私道の所有者及び占有者全員が、下水道の設置及び下水道の維持管理に支障を与えない旨の土地使用承諾書等の必要書類を実施機関に提出し、実施機関の全額負担により公共下水道管を敷設するものである。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、旭区笹野台の2筆の民有地について、私道対策受託下水道工事制度を利用するに際しての土地使用承諾書であり、当該土地所有者及び占有者が公共下水道管の機能が廃止されるまで、その土地の一部を下水道用地として使用させることを承諾したものである。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている個人の住所、氏名、電話番号及び個人印の印影について、本号に該当するとして非開示としているので、以下検討する。

ウ 本件申立文書に記録されている個人の住所、氏名、電話番号及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当する。また、これらの情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

申立人は自らが本件請求に係る民有地の所有者であり、非開示部分は開示されるべきであると主張するが、情報公開請求においては、そのことが本件処分の結論に影響を与えるものではない。

エ なお、実施機関は、本件処分において本件申立文書が2枚のマイクロフィルムに保存されていることから、マイクロフィルム1枚を1行政文書単位として2枚

のマイクロフィルムを特定している。2枚のマイクロフィルムには、それぞれ本件申立文書以外の3筆の土地使用承諾書を含んでいることが認められるが、これら6筆の土地使用承諾書は本件申立文書とは言えない。実施機関においては、マイクロフィルムで保存されている文書の開示に当たっては、技術的に申立文書のみをプリントアウトすることができるような場合には、そのようにすべきであったと考える。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年9月8日	・部会で審議する旨決定
平成17年10月19日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成17年10月21日 (第12回第三部会) 平成17年10月27日 (第71回第一部会) 平成17年10月28日 (第73回第二部会)	・諮問の報告
平成17年11月9日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年11月25日 (第75回第二部会)	・審議
平成17年12月9日 (第76回第二部会)	・審議
平成18年1月13日 (第77回第二部会)	・審議